

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた

国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者の皆さんへ

★保険課 国保係 ☎25-1116、高齢者医療係 ☎25-1245

本庄市国民健康保険又は後期高齢者医療制度の加入者で、新型コロナウイルス感染症による影響を受けた方は、状況に応じて保険税（保険料）の減免や、傷病手当金の支給が受けられる場合があります。該当する方は申請をお願いします。



国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の減免申請について

●対象世帯・減免割合

- ①新型コロナウイルス感染症により、世帯主が死亡又は重篤な傷病を負った世帯
→**全額**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主の事業収入等（事業・不動産・山林・給与収入）の減少が見込まれる世帯
→**一部を減額**

※②に該当する世帯の要件は世帯主が次の条件にすべて当てはまる場合です。

- (1)事業収入等の年間で見込まれる収入額から補填される保険金などを控除した額が前年に比べて30%以上減少する見込みであること
- (2)前年の所得の合計額が1,000万円以下であること
- (3)収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

●減免対象期間 令和2年2月～令和3年3月

●申請方法 申請書及び以下のいずれかの書類を期限までに郵送

- ①に該当する世帯・・・死亡診断書又は医師の診断書
 - ②に該当する世帯・・・収入見込申告書、現在の収入が分かる資料（帳簿、給与明細書など）、補填される保険金などがある場合は金額が分かる資料、事業を廃止・失業した場合はその内容が分かる資料（廃業届、事業主の証明など）、令和2年1月2日以降に本庄市に転入した方は前年の収入が分かる資料（確定申告書の控え、源泉徴収票など）
- ※申請書及び詳細は、市ホームページをご覧ください。か保険課までお問い合わせください。

●申請期限

国民健康保険税：納期限の7日前まで
後期高齢者医療保険料：納期限まで



傷病手当金の支給について

給与等の支払いを受けている方が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、又は発熱などの症状があり感染が疑われる場合に、勤務を休みやすい環境を整えるため傷病手当金を支給しています。

- ・4日目以降の勤務することができなかった期間に給与等の全部又は一部の支払いを受けることができないこと

●対象者（すべてに当てはまる方）

- ・本庄市国民健康保険又は後期高齢者医療制度に加入していること
- ・雇用されていて給与等の支払いを受けていること
- ・新型コロナウイルス感染症に感染した、又は発熱などの症状があり、その療養のために連続して3日間勤務することができず、4日目以降にも仕事を休んだ日があること

●適用期間 令和2年1月1日から12月31日までの間で療養のため勤務することができない期間（入院が継続する場合等は最長1年6か月まで）

●支給対象日数 適用期間のうち、勤務を予定していた日数（最初の3日間は除く）

●支給額 直近の継続した3か月間の給与収入の合計額 ÷ 就労日数 × 3分の2 × 支給日数

●申請方法 申請書に必要な事項を記入のうえ、郵送 ※申請書及び詳細は、市ホームページをご覧ください。か保険課までお問い合わせください。



手続きは郵送をお願いします

国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の減免申請、傷病手当金の支給申請のいずれも、手続きは郵送をお願いします。

●郵送先

〒367-8501 本庄市本庄3-5-3
本庄市役所保険課



年金生活者支援給付金制度のお知らせ

★市民課国民年金係 ☎25-1114
支所市民福祉課 ☎72-1333

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

●給付額 月額5030円を基準に、保険料納付済期間や保険料免除期間に応じて算出

年金生活者支援給付金は、一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

請求手続き
既に年金を受給している方
対象となる方には、日本年金機構から通知が10月中旬に届きます。同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）を記入のうえ、返送してください。

年金生活者支援給付金のお問い合わせは
ねんきんダイヤル又は**年金事務所**へ
▼ねんきんダイヤル ☎0570-051165
(ナビダイヤル)
※050から始まる電話でおかけの場合は(東京) ☎03-6700-1165

▼熊谷年金事務所 ☎048-522-5012
除く、休日、12月29日～1月3日は利用できません。

年金生活者支援給付金を受け取るには、支給要件を満たし、年金生活者支援給付金請求書の提出が必要です。年金生活者支援給付金は、原則、請求した月の翌月からの支給になりますが、令和2年度においては、令和3年1月末までに請求をした場合に限る、令和2年8月分から支給されます。

年金生活者支援給付金を受給中の方
障害基礎年金・遺族基礎年金の受給者
●支給要件 ①～③をすべて満たすこと
①65歳以上の方
②世帯全員の市民税が非課税であること
③前年の年金収入額とその他の所得額の合計が約87万9900円以下

請求手続き
既に年金を受給している方
対象となる方には、日本年金機構から通知が10月中旬に届きます。同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）を記入のうえ、返送してください。

年金生活者支援給付金のお問い合わせは
ねんきんダイヤル又は**年金事務所**へ
▼ねんきんダイヤル ☎0570-051165
(ナビダイヤル)
※050から始まる電話でおかけの場合は(東京) ☎03-6700-1165

▼熊谷年金事務所 ☎048-522-5012
除く、休日、12月29日～1月3日は利用できません。

年金生活者支援給付金を受給中の方
障害基礎年金・遺族基礎年金の受給者
●支給要件 ①～③をすべて満たすこと
①65歳以上の方
②世帯全員の市民税が非課税であること
③前年の年金収入額とその他の所得額の合計が約87万9900円以下

年金生活者支援給付金を受給中の方
障害基礎年金・遺族基礎年金の受給者
●支給要件 ①～③をすべて満たすこと
①65歳以上の方
②世帯全員の市民税が非課税であること
③前年の年金収入額とその他の所得額の合計が約87万9900円以下

年金生活者支援給付金を受給中の方
障害基礎年金・遺族基礎年金の受給者
●支給要件 ①～③をすべて満たすこと
①65歳以上の方
②世帯全員の市民税が非課税であること
③前年の年金収入額とその他の所得額の合計が約87万9900円以下

年金生活者支援給付金を受給中の方
障害基礎年金・遺族基礎年金の受給者
●支給要件 ①～③をすべて満たすこと
①65歳以上の方
②世帯全員の市民税が非課税であること
③前年の年金収入額とその他の所得額の合計が約87万9900円以下

年金生活者支援給付金を受給中の方
障害基礎年金・遺族基礎年金の受給者
●支給要件 ①～③をすべて満たすこと
①65歳以上の方
②世帯全員の市民税が非課税であること
③前年の年金収入額とその他の所得額の合計が約87万9900円以下

市職員の人事異動

8月4日付け 退職

▽塩谷 威弘(都市整備部道路整備課主査)

★行政管理課 ☎25-1160